個人住民税の年金からの特別徴収に係る財政措置に関する要望

地方税法等の改正により、平成21年度から個人住民税の公的年金からの特別徴収が実施されることとなった。

この特別徴収制度の導入に向けて、公的年金支払報告書の電子的な授受が平成21年1月から実施されることとなるため、各町村は、期限までに所要のシステム整備ができるよう必要な準備を進めている。

しかしながら、町村が実施すべきシステム開発等の経費として、税基幹システムの改修、経由機関(地方税電子化協議会)との情報伝達に要する経費には 多大な財政負担が生じ、とりわけ、財政基盤の脆弱な町村にとっては、極めて 深刻な事態となっている。

国は、これらのシステム開発経費等に対し、所要の地方交付税措置を講ずるとしているが、その額が実態と比べ大幅に不足すると見込まれる町村も少なくない。

国は、このような実態を正しく認識し、制度の円滑な実施に向け、下記事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1.システム開発経費等に対する財政措置について

(1)特別徴収制度導入に係る税基幹システムの開発経費等については、交付税総額が減少する中で、経常一般財源が極めて乏しい町村財政の実情に十分配意し、普通交付税による措置額を上回る部分に対し、特別交付税等により、明確かつ十分な財政措置を講ずること。

また、不交付団体については、特別交付税等による十分な財政措置を講ずること。

(2)町村が公的年金から徴収する個人住民税の4割は都道府県税であること を踏まえ、町村のシステム開発経費等について、都道府県が応分の負担を する仕組みを検討すること。

2 . 経由機関との情報伝達に要する経費に対する財政措置について

経由機関とのデータ授受は、エルタックスを利用することが予定されており、町村は地方税電子化協議会に対する会費や運用関係費の他、ASP費用等、多大な財政負担が生じるため、町村における費用対効果の実状も踏まえ、特段の財政措置を講ずること。

また、当面、エルタックスの導入が困難な小規模団体等が利用する LG-WAN 文書交換システムの運用については、当該町村の意見を十分踏ま え対応すること。

3 . 特別徴収制度実施の周知徹底について

特別徴収制度の実施について、対象となる年金受給者の理解と信頼をより確かなものとするため、国においても、きめ細やかな広報活動等を通じ、周知徹底を図ること。

平成20年9月12日

全国町村会長 山本文男